

平成 18 年度 全国母子世帯等調査結果報告  
(平成 18 年 11 月 1 日現在)

《 抜 粹 》

平成 19 年 10 月  
厚生労働省雇用均等・児童家庭局

## I. 調査の概要

### 1. 調査の目的

この調査は、全国の母子世帯、父子世帯及び養育者世帯の生活の実態を把握し、これら母子世帯等に対する福祉対策の充実を図るための基礎資料を得ることを目的とした。

### 2. 調査の対象及び客体

全国の母子世帯、父子世帯及び養育者世帯を対象として、平成12年国勢調査により設定された調査地区から無作為に抽出した1,800地区の対象世帯及びその世帯員を客体とした。

#### ・集計客体総数

母子世帯…………… 1,517世帯

父子世帯…………… 199世帯

養育者世帯…………… 30世帯

#### ・母子世帯等の定義

母子世帯……………父のいない児童（満20歳未満の子どもであって、未婚のもの）がその母によって養育されている世帯。

父子世帯……………母のいない児童がその父によって養育されている世帯。

養育者世帯……………父母ともにいない児童が養育者（祖父母等）に養育されている世帯。

### 3. 調査の実施主体

調査の実施主体は、厚生労働省雇用均等・児童家庭局とし、各都道府県、指定都市及び中核市に委託して実施した。

### 4. 調査の方法

都道府県知事（指定都市市長、中核市市長）が任命した調査員が、福祉事務所の指導監督の下に調査地区内の対象世帯を訪問して、調査票を手渡し、郵送により調査票の回収を行った。

### 5. 調査の集計

調査結果に掲載の数値は、平成18年11月1日現在の数値であり、調査の集計は、雇用均等・児童家庭局において行った。

### 6. 表中の標記について

- ・（ ）は、百分率を表し、小数点以下第2位を四捨五入している。
- ・今回調査から新たに設けた項目には、それ以前の調査の欄を\*印とした。
- ・なお、（参考）として平成19年4月1日現在児童扶養手当を受給している母子世帯についての状況（雇用均等・児童家庭局調べ）を記載している。

## Ⅱ. 主な調査結果

### 1 ひとり親世帯になった理由別の世帯構成割合

#### (1) 母子世帯の状況

母子世帯になった理由別の構成割合は、前回調査に比べて死別世帯が 2.3 %減少する一方、生別世帯が 1.8 %増加しており全体の約 9 割を占めている。

#### (2) 父子世帯の状況

父子世帯になった理由別の構成割合は、前回調査に比べて死別世帯が 2.9 %増加する一方、生別世帯が 2.8 %減少しているが、生別世帯が全体の約 8 割を占めている。

表 1－(1) 母子世帯になった理由別 構成割合の推移

調査年次	総数	死別	生別						不詳
			総数	離婚	未婚の母	遺棄	行方不明	その他	
昭和58	(100.0)	( 36.1)	( 63.9)	( 49.1)	( 5.3)	*	*	( 9.5)	( - )
63	(100.0)	( 29.7)	( 70.3)	( 62.3)	( 3.6)	*	*	( 4.4)	( - )
平成5	(100.0)	( 24.6)	( 73.2)	( 64.3)	( 4.7)	*	*	( 4.2)	( 2.2)
10	(100.0)	( 18.7)	( 79.9)	( 68.4)	( 7.3)	*	*	( 4.2)	( 1.4)
15	(100.0)	( 12.0)	( 87.8)	( 79.9)	( 5.8)	( 0.4)	( 0.6)	( 1.2)	( 0.2)
18	1,517 (100.0)	147 ( 9.7)	1,359 ( 89.6)	1,209 ( 79.7)	102 ( 6.7)	2 ( 0.1)	11 ( 0.7)	35 ( 2.3)	11 ( 0.7)

表 1－(2) 父子世帯になった理由別 構成割合の推移

調査年次	総数	死別	生別						不詳
			総数	離婚	-	遺棄	行方不明	その他	
昭和58	(100.0)	( 40.0)	( 60.1)	( 54.2)	-	*	*	( 5.8)	( - )
63	(100.0)	( 35.9)	( 64.1)	( 55.4)	-	*	*	( 8.7)	( - )
平成5	(100.0)	( 32.2)	( 65.6)	( 62.6)	-	*	*	( 2.9)	( 2.2)
10	(100.0)	( 31.8)	( 64.9)	( 57.1)	-	*	*	( 7.8)	( 3.3)
15	(100.0)	( 19.2)	( 80.2)	( 74.2)	-	( 0.5)	( 0.5)	( 4.9)	( 0.6)
18	199 (100.0)	44 ( 22.1)	154 ( 77.4)	148 ( 74.4)	- -	- -	1 ( 0.5)	5 ( 2.5)	1 ( 0.5)

#### 4 世帯の状況

##### (1) 世帯人員

ア 母子世帯の平均世帯人員は、3.30 人となっており、前回調査と比べ、0.06 人減少している。

イ 一方、父子世帯の平均世帯人員は、4.02 人となっており、母子世帯より多くなっている。

表 4-(1)-1 母子世帯の世帯人員

	総 数	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人以上	平均 世帯人員
平成15年	(100.0)	( 30.1)	( 35.3)	( 18.1)	( 8.3)	( 4.8)	( 3.3)	3.36人
平成18年 総 数	1,517 (100.0)	524 ( 34.5)	479 ( 31.6)	260 ( 17.1)	140 ( 9.2)	59 ( 3.9)	55 ( 3.6)	3.30人
死 別	147 (100.0)	51 ( 34.7)	52 ( 35.4)	20 ( 13.6)	11 ( 7.5)	7 ( 4.8)	6 ( 4.1)	3.29人
生 別	1,359 (100.0)	469 ( 34.5)	424 ( 31.2)	239 ( 17.6)	127 ( 9.3)	52 ( 3.8)	48 ( 3.5)	3.30人

(注) 「世帯人員」とは、本人と子、両親、兄弟姉妹、祖父母等を含めた人員。以下同じ。

表 4-(1)-2 父子世帯の世帯人員

	総 数	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人以上	平均 世帯人員
平成15年	(100.0)	( 18.7)	( 28.0)	( 23.1)	( 12.1)	( 11.0)	( 7.1)	3.97人
平成18年 総 数	199 (100.0)	36 ( 18.1)	57 ( 28.6)	43 ( 21.6)	29 ( 14.6)	16 ( 8.0)	18 ( 9.0)	4.02人

##### (2) 母子世帯の世帯構成

子ども以外の同居者がいる母子世帯は 32.5 %となっており、「親と同居」が 28.2 %と最も多い。

表 4-(2) 世帯の構成

	総 数	母子のみ	同居者あり	同居者の種別 (割合は総数との対比)			
				親と同居	兄弟姉妹	祖父母	その他
平成15年	(100.0)	( 62.7)	( 37.3)	( 24.8)	( 8.6)	( 3.7)	( 14.5)
平成18年 総 数	1,517 (100.0)	1,024 ( 67.5)	493 ( 32.5)	428 ( 28.2)	139 ( 9.2)	52 ( 3.4)	64 ( 4.2)
死 別	147 (100.0)	99 ( 67.3)	48 ( 32.7)	30 ( 20.4)	7 ( 4.8)	5 ( 3.4)	19 ( 12.9)
生 別	1,359 (100.0)	918 ( 67.5)	441 ( 32.5)	394 ( 29.0)	131 ( 9.6)	47 ( 3.5)	45 ( 3.3)

(注) 同居者の種別については複数回答。

7 調査時点における親の就業状況

(1) 親の就業状況

ア 母子世帯の母の 84.5 %が就業しており、このうち「臨時・パート」が 43.6 %と最も多く、次いで「常用雇用者」が 42.5 %となっており、前回調査と比べて「常用雇用者」の割合が 3.3 %増加し、「臨時・パート」が 5.4 %減少している。

イ 父子世帯の父の 97.5 %が就業しており、このうち「常用雇用者」が 72.2 %、「事業主」が 16.5 %、「臨時・パート」が 3.6 %となっている。

前回調査と比較すると「不就業」と答えた者の割合は、母子世帯、父子世帯とも減少している。

表7-(1)-1 母の就業状況

	総数	就業している	従業上の地位						不就業	不詳
			事業主	常用雇用者	臨時・パート	派遣社員	家族従業者	その他		
平成15年 総数	(100.0)	( 83.0) (100.0)	( 4.2)	( 39.2)	( 49.0)	( 4.4)	( 1.5)	( 1.7)	( 16.7)	( 0.3)
死別	(100.0)	( 74.3) (100.0)	( 6.5)	( 31.5)	( 53.2)	( 2.4)	( 3.2)	( 3.2)	( 25.7)	( - )
生別	(100.0)	( 84.3) (100.0)	( 4.0)	( 40.0)	( 48.5)	( 4.7)	( 1.3)	( 1.6)	( 15.4)	( 0.4)
平成18年 総数	1,517 (100.0)	1,282 ( 84.5) (100.0)	51 ( 4.0)	545 ( 42.5)	559 ( 43.6)	66 ( 5.1)	16 ( 1.2)	45 ( 3.5)	221 ( 14.6)	14 ( 0.9)
死別	147 (100.0)	112 ( 76.2) (100.0)	6 ( 5.4)	43 ( 38.4)	53 ( 47.3)	4 ( 3.6)	1 ( 0.9)	5 ( 4.5)	33 ( 22.4)	2 ( 1.4)
生別	1,359 (100.0)	1,160 ( 85.4) (100.0)	44 ( 3.8)	500 ( 43.1)	502 ( 43.3)	62 ( 5.3)	15 ( 1.3)	37 ( 3.2)	188 ( 13.8)	11 ( 0.8)

表7-(1)-2 父の就業状況

	総数	就業している	従業上の地位						不就業	不詳
			事業主	常用雇用者	臨時・パート	派遣社員	家族従業者	その他		
平成15年	(100.0)	( 91.2) (100.0)	( 15.1)	( 75.9)	( 1.8)	( 1.8)	( 3.6)	( 1.8)	( 8.2)	( 0.6)
平成18年 総数	199 (100.0)	194 ( 97.5) (100.0)	32 ( 16.5)	140 ( 72.2)	7 ( 3.6)	5 ( 2.6)	6 ( 3.1)	4 ( 2.1)	5 ( 2.5)	- ( - )

(2) 仕事の内容の構成割合

ア 就業している母子世帯の母の従事している仕事の内容は、「事務」が 25.2 %と最も多く、次いで「サービス職業」、「専門的・技術的職業」、「販売」の順となっている。このうち、「常用雇用者」では、「事務」が 30.8 %と最も多く、一方、「臨時・パート」では、「サービス職業」が 26.8 %と最も多くなっている。

イ 就業している父子世帯の父の従事している仕事の内容は、「技能工・生産工程及び労務」が 24.7 %と最も多く、次いで「専門的・技能的職業」、「管理的職業」、「運輸・通信」となっている。このうち、「常用雇用者」では、「技能工・生産工程及び労務」が 27.9 %と最も多くなっている。

表7-(2)-1 就業している母の地位別仕事内容の構成割合

	総数	専門的・ 技術的職業	管理的 職業	事務	販売	農林・漁業	運輸・通信	技能工・生産 工程及び労務
平成15年	(100.0)	( 15.4)	( 0.5)	( 24.3)	( 14.6)	( 0.5)	( 1.4)	( 11.9)
平成18年 総数	1,282 (100.0)	228 ( 17.8)	17 ( 1.3)	323 ( 25.2)	147 ( 11.5)	7 ( 0.5)	22 ( 1.7)	125 ( 9.8)
常用雇用者	545 (100.0)	154 ( 28.3)	13 ( 2.4)	168 ( 30.8)	46 ( 8.4)	1 ( 0.2)	14 ( 2.6)	41 ( 7.5)
臨時・ パート	559 (100.0)	53 ( 9.5)	2 ( 0.4)	116 ( 20.8)	88 ( 15.7)	5 ( 0.9)	6 ( 1.1)	58 ( 10.4)

保 安 職 業	サー ビス 職 業	在 宅 就 業 者	個 人 事 業 主	そ の 他	不 詳
( 0.3)	( 23.7)	( 0.8)	( 2.1)	( 4.4)	( - )
3 ( 0.2)	251 ( 19.6)	8 ( 0.6)	24 ( 1.9)	83 ( 6.5)	44 ( 3.4)
2 ( 0.4)	72 ( 13.2)	- ( - )	5 ( 0.9)	21 ( 3.9)	8 ( 1.5)
1 ( 0.2)	150 ( 26.8)	1 ( 0.2)	2 ( 0.4)	48 ( 8.6)	29 ( 5.2)

(注) 「サービス職業」とは、家政婦、ホームヘルパー、理美容師、調理人、ウェイトレス、介護職員等種々のサービスを提供する職業をいう。

※「サービス職業」の用語の定義は以下同じ。

表 7-(2)-2 就業している父の地位別仕事内容の構成割合

	総 数	専門的・ 技術的職業	管理的 職 業	事 務	販 売	農林・漁業	運輸・通信	技能工・生産 工程及び労務
平成15年	(100.0)	( 18.7)	( 8.4)	( 9.0)	( 4.8)	( 3.6)	( 14.5)	( 22.3)
平成18年 総 数	194 (100.0)	45 ( 23.2)	24 ( 12.4)	9 ( 4.6)	8 ( 4.1)	8 ( 4.1)	17 ( 8.8)	48 ( 24.7)
常用雇用者	140 (100.0)	37 ( 26.4)	19 ( 13.6)	9 ( 6.4)	5 ( 3.6)	2 ( 1.4)	14 ( 10.0)	39 ( 27.9)

保 安 職 業	サービ ス職 業	在宅 就業者	個人 事業主	その他	不 詳
( 1.8)	( 4.8)	( * )	( * )	( 12.0)	( - )
2 ( 1.0)	13 ( 6.7)	* ( * )	9 ( 4.6)	6 ( 3.1)	5 ( 2.6)
2 ( 1.4)	7 ( 5.0)	* ( * )	- ( - )	3 ( 2.1)	3 ( 2.1)

(3) 末子の年齢階級の構成割合

母子世帯では、末子の年齢が高くなるにつれて、「常用雇用者」の割合が増加し、「臨時・パート」の割合が減少する傾向が見られる。

表 7-(3)-1 就業している母の地位別末子の年齢階級の構成割合

	総 数	0～2歳	3～5歳	6～8歳	9～11歳	12～14歳	15～17歳	18・19歳	不 詳
平成18年 総 数	1,282 (100.0)	55 (100.0)	165 (100.0)	222 (100.0)	246 (100.0)	237 (100.0)	243 (100.0)	111 (100.0)	3 (100.0)
常用 雇用者	545 ( 42.5)	19 ( 34.5)	49 ( 29.7)	96 ( 43.2)	106 ( 43.1)	104 ( 43.9)	111 ( 45.7)	59 ( 53.2)	1 ( 33.3)
臨時・ パート	559 ( 43.6)	31 ( 56.4)	90 ( 54.5)	99 ( 44.6)	111 ( 45.1)	103 ( 43.5)	93 ( 38.3)	31 ( 27.9)	1 ( 33.3)

表 7-(3)-2 就業している父の地位別末子の年齢階級の構成割合

	総 数	0～2歳	3～5歳	6～8歳	9～11歳	12～14歳	15～17歳	18・19歳	不 詳
平成18年 総 数	194 (100.0)	6 (100.0)	18 (100.0)	29 (100.0)	33 (100.0)	47 (100.0)	41 (100.0)	19 (100.0)	1 (100.0)
常用 雇用者	140 ( 72.2)	5 ( 83.3)	11 ( 61.1)	24 ( 82.8)	23 ( 69.7)	32 ( 68.1)	30 ( 73.2)	14 ( 73.7)	1 (100.0)

1 1 ひとり親世帯の親の帰宅時間

(1) 帰宅時間

母子世帯の母では「午後6～8時」に帰宅する者が37.9%、父子世帯の父の帰宅時間では「午後6～8時」が40.7%となっており、それぞれ最も多くなっている。

表11-1 (1) 就業者の帰宅時間

	総数	午後6時以前	午後6～8時	午後8～10時	午後10～12時	深夜・早朝	一定でない	不詳
母子世帯	平成15年 (100.0)	(41.0)	(35.0)	(6.7)	(5.1)		(12.2)	(-)
	平成18年 1,282 (100.0)	478 (37.3)	486 (37.9)	71 (5.5)	35 (2.7)	47 (3.7)	152 (11.9)	13 (1.0)
父子世帯	平成15年 (100.0)	(16.9)	(44.0)	(18.7)	(10.8)		(9.6)	(-)
	平成18年 194 (100.0)	39 (20.1)	79 (40.7)	29 (14.9)	13 (6.7)		29 (14.9)	5 (2.6)

(2) 就業上の地位別の構成割合

ア 就業している母のうち「臨時・パート」の帰宅時間は「午後6時以前」が54.6%と最も多くなっている。

イ また、「常用雇用者」の帰宅時間は母子世帯と父子世帯ともに「午後6～8時」が最も多くなっている。

表11-1 (2)-1 現在就業している母の地位別帰宅時間の構成割合

	総数	午後6時以前	午後6～8時	午後8～10時	午後10～12時	深夜・早朝	一定でない	不詳
平成18年 総数	1,282 (100.0)	478 (37.3)	486 (37.9)	71 (5.5)	35 (2.7)	47 (3.7)	152 (11.9)	13 (1.0)
常用 雇用者	545 (100.0)	127 (23.3)	279 (51.2)	30 (5.5)	8 (1.5)	10 (1.8)	91 (16.7)	- (-)
臨時・ パート	559 (100.0)	305 (54.6)	146 (26.1)	28 (5.0)	8 (1.4)	22 (3.9)	47 (8.4)	3 (0.5)

表11-1 (2)-2 現在就業している父の地位別帰宅時間の構成割合

	総数	午後6時以前	午後6～8時	午後8～10時	午後10時以降	一定でない	不詳
平成18年 総数	194 (100.0)	39 (20.1)	79 (40.7)	29 (14.9)	13 (6.7)	29 (14.9)	5 (2.6)
常用 雇用者	140 (100.0)	19 (13.6)	61 (43.6)	22 (15.7)	10 (7.1)	25 (17.9)	3 (2.1)